

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（参考資料）

1 本年度の人事院勧告概要（勧告日 H28. 8. 8）のうち飯田市関係分

(1) 28年度の給与改定

ア 俸給表の改定

- ・行政職俸給表(一) 改定率平均0.2%とし、新採初任給を1,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定
- ・その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定

イ 期末・勤勉手当（ボーナス）

- ・支給月数の引上げ 4.20月分→4.30月分（引上げ分は勤勉手当に配分）

| （一般の職員の場合） | | 6月期 | 12月期 |
|------------|------|--------------|----------------|
| 28年度 | 期末手当 | 1.225月（支給済み） | 1.375月（改定なし） |
| | 勤勉手当 | 0.80月（支給済み） | 0.90月（現行0.80月） |
| 29年度以降 | 期末手当 | 1.225月 | 1.375月 |
| | 勤勉手当 | 0.85月 | 0.85月 |

ウ 指定職俸給表適用職員*及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引上げ。

※ 指定職俸給表適用職員とは民間企業の役員クラスを指す。具体的には事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官など

エ 実施時期 月例給：平成28年4月1日 期末・勤勉手当：法律の公布日

(2) 給与制度の改正

配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階的に実施）

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額する。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を上げる（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）。
- ・行(一)9・10級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。行(一)8級相当の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給する。
- ・配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を上げる。

| 扶養親族 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
|------|-------------|---------|---------|---------|--------|--------|------|
| 配偶者 | 7級以下 | 13,000円 | 10,000円 | 6,500円 | 3,500円 | 支給なし | |
| | 8級 | | | | | | |
| | 9級以上 | | | | | | |
| 子 | 0～15歳 | 配偶者なし | 11,000円 | 10,000円 | | | |
| | | 上記以外 | 6,500円 | 8,000円 | | | |
| | 16～22歳 | 配偶者なし | 16,000円 | 15,000円 | | | |
| | | 上記以外 | 11,500円 | 13,000円 | | | |
| 父母等 | 配偶者なしかつ第1扶養 | 7級以下 | 11,000円 | 9,000円 | 6,500円 | 3,500円 | 支給なし |
| | | 8級 | | | | | |
| | | 9級以上 | | | | | |
| | 上記以外 | 7級以下 | 6,500円 | 6,500円 | 3,500円 | 支給なし | |
| | | 8級 | | | | | |
| | | 9級以上 | | | | | |

2 改正条例

- (1) 飯田市職員の給与に関する条例
- (2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例
- (3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例
- (4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

3 改正内容

上記条例をそれぞれ2条構成にして改正案を上程

- ・H28. 4. 1に遡及して適用…第1条、第3条、第5条、第7条、第9条
- ・H29. 4. 1から施行…第2条、第4条、第6条、第8条、第10条

(1) 飯田市職員の給与に関する条例の一部改正

第1条

ア 平成28年度の勤勉手当について、12月期の支給割合を90/100（特定管理職員にあっては110/100）に上げる。また再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を42.5/100（特定管理職員にあっては52.5/100）に上げる。

イ 55歳以上の管理職（医師を除く。）の勤勉手当の減額措置に関する経過措置の規定について、12月期の減額対象額に乗じる割合を上げる。

ウ 行政職、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)の給料表について給料月額を改正する。

第2条

ア 平成29年度以降の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合は85/100（特定管理職員にあっては105/100）とし、再任用職員の勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合は40/100（特定管理職員にあっては50/100）とする。

イ 55歳以上の管理職（医師を除く。）の勤勉手当の減額措置に関する経過措置の規定について、6月期と12月期の勤勉手当減額対象額に乗じる割合を同率とする。

ウ 扶養手当の見直しを行う。激変緩和措置として、平成29年度から平成31年度までの3年間をかけて、年度ごと段階的に手当額を改定する。

- ・配偶者に係る手当の額を、他の扶養親族と同じ6,500円に引下げる。
- ・子に係る手当の額を10,000円に上げる。
- ・配偶者がいない場合の手当額加算を廃止する。
- ・子以外の扶養親族に係る手当について、行政職8級相当職員にあっては3,500円に引下げ、行政職9級職員にあっては支給しないこととする。

(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

第3条 平成28年度の市長等の期末手当について、12月期の支給割合を175/100に上げる。

第4条 平成29年度以降の市長等の期末手当について、6月期の支給割合を155/100、12月期の支給割合を170/100とする。

(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例

第5条 平成28年度の議員の期末手当について、12月期の支給割合を175/100に上げる。

第6条 平成29年度以降の議員の期末手当について、6月期の支給割合を155/100、12月期の支給割合を170/100とする。

(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

第7条 平成28年度の任期付研究員の給料月額を1,000円上げる。また、12月期の期末手当の支給割合を167.5/100に上げる。

第8条 平成29年度以降の任期付研究員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ162.5/100とする。

(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第9条 平成28年度の特定任期付職員の給料月額を1号俸及び2号俸のみ1,000円上げる。また、12月期の期末手当の支給割合を167.5/100に上げる。

第10条 平成29年度以降の特定任期付職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ162.5/100とする。

(6) 附則

ア 第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は平成29年4月1日から適用する。

イ 第1条、第3条、第5条、第7条、第9条による改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。

ウ 既に支払った給料は内払い扱いとし、増額になった差額を後日支払う。

エ 扶養手当の見直しを行うに当たり、平成31年度までは激変緩和措置を行う。

オ 条例の施行についての必要事項は市長に委任する。